

# 障がい者福祉サービス.....

## 支援しています 障がいのある人、介護する人を

12月3日～9日は「障害者週間」です。市では障がいのある人や介護に当たる人が安心して暮らせるように、さまざまな福祉サービスや助成を行っていますので紹介します。

### 心身に障がいをもつ人のために

#### 身体障害者手帳

身体(視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、免疫機能)に障がいのある人が、さまざまなサービスや制度上の支援を受けるときに役立つ手帳です。交付を申請するときは医師の診断書が必要ですが、市では診断書料の全部または一部を助成します。

#### 療育手帳

知的障がいがある人に一貫した指導や相談などを行ったり各種助成を受けやすくしたりするための手帳です。

#### 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制限がある人に交付される手帳です。交付申請には医師の診断書が必要です。なお、診断書料の全部または一部を助成します。



## 障がい者への各種助成について

| 種 類             | 内 容   |
|-----------------|---|
| 更生医療            | 身体障がい者(18歳以上)が障がいの程度を軽くし、または取り除き、あるいは障がいの進行を防いで職業および日常生活の便宜を増すために必要な医療を給付します(世帯の所得に応じて一部自己負担あり) |
| 重度心身障害者(児)医療費助成 | 重度の心身障がい者(児)が、医療機関で受診した場合の保険診療分の自己負担および入院時食事代を助成します   |
| 精神障害者通院医療費公費負担  | 精神疾患のために継続して通院治療が必要な場合、所定の手続きを経て、医療費の自己負担が5%となります   |
| 精神障害者医療費助成      | 精神障害者通院医療費公費負担を利用している精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、医療費の自己負担5%分を助成します  |
| 進行性筋萎縮症者の療養給付   | 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者に対し、国立療養所で必要な治療、訓練や生活指導を行います                                      |
| 福祉診断書料助成        | 身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳交付申請時の診断書料の一部を助成します。助成額=上限3,500円   |
| 在宅障害(児)者一時介護料助成 | 在宅の障がい(児)者が、福祉団体において一時的な介護を受けた場合、その費用の一部を助成します。助成額=利用料の1/2(限度額月10,000円)                         |
| 通所施設交通費助成       | 授産施設・福祉作業所などの通所施設を利用する障がい者の交通費を助成します。助成額=運賃の1/2(上限月5,000円)                                      |
| 障がい者乗馬療法助成      | 心身障がい者(児)が乗馬療法を利用した場合、その費用の一部を助成します。助成額=利用料の1/2(上限年15,000円)                                     |
| 自動車改造費助成        | 重度身体障がい者が自立または更生のため自ら運転する自動車を改造した場合、費用の一部を助成します(上限105,000円)                                     |
| 自動車運転免許取得費助成    | 身体障害者手帳1～4級で、運転免許取得により就労等社会参加が見込まれる人に必要経費の2/3以内(上限105,000円)                                     |
| 児童福祉施設入所負担金助成   | 心身障がい児施設に入所している児童の保護者の負担金を助成しています。所得税非課税世帯は全額助成、課税世帯は納付額の1/2(上限50,000円)                         |

## 在宅障がい者のための助成

| 種 別                  | 対象者および内容   | 備 考  |
|----------------------|--|--|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプサービス) | 日常生活を営むのに支障のある障がい者(児)・難病患者などに、ホームヘルパーが家庭を訪問し、介護や家事を援助します                                 | 所得税 住民税 課税世帯は費用負担あり  |
| デイサービス               | 在宅の心身障がい者(児)が、デイサービスセンターに通所し、食事、入浴、機能回復訓練などのサービスが受けられます                                  | リフトバスの送迎あり。<br>所得税 住民税 課税世帯は費用負担あり   |
| 短期入所<br>(ショートステイ)    | 在宅の心身障がい者(児)を介護している人が病気や冠婚葬祭などで介護ができないとき施設を短期間利用できます                                     | 所得税 住民税 課税世帯は費用負担あり  |
| 地域生活援助<br>(グループホーム)  | 知的または精神障がい者が地域の中で少数人数で共同生活を営むための支援が受けられます  |  |
| 訪問入浴                 | 重度の身体障がい者に週1回移動入浴車を派遣します   | 無料   |
| 紙おむつの給付              | 在宅で20歳以上の身体障がい者手帳の1級および2級でおむつを使用している人  | 1日1枚の割合で年6回自宅に配送、無料  |
| 寝具乾燥サービス             | 寝たきり状態の重度心身障がい者に、毎月1回寝具の乾燥を行います  | 無料   |
| 配食サービス               | 独居の心身障がい者に、栄養のバランスのとれた食事を届けるとともに安否確認を行います  | 利用料、1食300円   |
| 緊急通報装置の設置            | 独居の重度身体障がい者に、自宅で急病や事故、災害の際発信機のボタンを押すだけで、近所への連絡や救急車の手配など、迅速かつ適切に対応する装置を設置します              | 所得税非課税世帯は無料  |
| 住宅改造費の助成             | 在宅の重度心身障がい者が住宅改造を行うときに助成します(ただし、介護保険および日常生活用具の制度が優先されますので、それを上回る場合のみ)<br>改修の計画段階でご相談ください | 助成限度額<br>所得税非課税世帯 = 改造費の全額<br>(700,000円が上限)<br>課税世帯 = 改造費の2/3<br>(466,000円が上限) |
| 徘徊障がい者家族<br>支援サービス   | 著しい徘徊行動がある障がい者の現在位置を早期に探索する機器を貸し出します   | 利用料 = 月500円  |
| 福祉カーの貸し出し            | 障がい者などの外出・通院などに、車いすや簡易ベッドのまま乗り降りできるリフト付きワゴン車を貸し出します                                      | 利用料 = 無料(ガソリン代自己負担) 貸出期間 = 3日以内  |
| 車いすの貸し出し             | 通院や旅行などに車いすを必要とする障がい者に車いすを貸し出します   | 利用料 = 無料<br>貸出期間 = 1カ月以内   |
| 声の広報の配布              | 視覚障がいのある人に、「広報なりた」議会だより」などの録音テープをお届けします  | 広報なりた = 月2回<br>議会だより = 年4回   |
| 手話通訳者の設置             | 聴覚障がいのある人のコミュニケーションおよび情報を確保するため手話通訳者を設置しています   |  |
| 緊急ファックス              | 聴覚障がいや言語障がいがあるため、電話で消防車や救急車を呼ぶことができない人に対し、FAXで呼ぶことができる「FAX119番」を消防本部通信指令課に設置しています        |  |
| 移送サービス               | 一人での外出が困難な障がい者に、通院など自宅から目的地間を送迎します。利用の際、事前に社会福祉協議会に会員登録する必要があります                         | 年会費 = 2,400円<br>利用料 = 片道の走行距離が25km以内の場合は500円。<br>25kmを越える場合は1,000円             |
| 日常生活用具の<br>給付・貸与     | 在宅の重度障がい者(児)および18～64歳までの難病患者等に日常生活・介護上の便宜を図るために日常生活用具を給付・貸与します                           | 世帯の所得に応じて一部自己負担あり  |
| 補装具の交付・修理            | 身体障害者手帳の交付を受けた身体障がい者(児)に対して、日常生活の能率向上を図るため、補装具の交付・修理を行います                                |  |
| 施設サービス               | 身体(知的)障害者更生施設、身体(知的)障害者授産施設、身体障害者療護施設、心身障害者福祉作業所等の施設に入所(通所)できます。利用については、障がい者福祉課にご相談ください  |  |

## その他の制度

### 障がいの程度により

JR・バス・航空機・タクシーなどの運賃、または有料道路の通行料金が割引がかかります。

税の減免・控除(所得税・市民税・自動車税)が認められる場合があります。

NHK放送受信料の減免が認められる場合があります。

割引率や割引を受けるために申請手続きが必要なものもありますので、障がい者福祉課 ☎20-1539 へお問い合わせください。

福祉サービスや助成についての受け方や申請について、くわしくは障がい者福祉課 ☎20-1539 へ。

なお、移送サービスについてはボランティアセンター(☎27-8010)へ。